木津川市国民健康保険運営協議会

<table>
<tr><td>会　議　名</td><td colspan="4">令和２年度第３回木津川市国民健康保険運営協議会（書面開催）</td></tr>
<tr><td>通　知　日</td><td colspan="2">令和３年１月２５日(月)　通知
令和３年２月１５日(月)　決議</td><td>場　　所</td><td>書面開催</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出　席　者</td><td rowspan="3">委 員
■:出席
□:欠席</td><td>１号委員
（被保険者代表）</td><td colspan="3">■大西寛美 委員、■藤井千賀 委員、■尾﨑田鶴 委員
■林　直　 委員、■村上惠子 委員、■大村元昭 委員</td></tr>
<tr><td>２号委員
（保険医・保険薬剤師代表）</td><td colspan="3">■飯田泰啓 委員、■兎本明夫 委員、■若菜和雄 委員
■木村英城 委員、■藤原慶輔 委員、■川田雅彦 委員</td></tr>
<tr><td>３号委員
（公益代表）</td><td colspan="3">■福井博敏 委員、■久保恭子 委員、■堀　英延 委員
■福井康裕 委員、■武田博利 委員、■三浦孝啓 委員</td></tr>
<tr><td>審議結果
要　　旨</td><td colspan="4">１．通知内容・・・添付のとおり
・書面開催について
・令和３年度事業計画（案）
・別紙２
・別紙３
・別紙４

２．審議結果
（１）令和３年度木津川市国民健康保険税率について（全員承認）

※　いただいたご意見等については、別紙「意見集計表」のとおり

３．令和３年度事業計画（修正後）・・・添付のとおり</td></tr>
</table>

令和３年１月２５日

木津川市国民健康保険運営協議会委員　各位

木津川市国民健康保険運営協議会
会長　福井　博敏

令和２年度　第３回木津川市国民健康保険運営協議会の書面開催について

大寒の候　委員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、木津川市国民健康保険事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年であれば運営協議会を開催し、皆様方からご意見を基に以後の市国民健康保険の運営に活かすよう求めているところですが、本年におきましては、会議形式での運営協議会の開催に代え、別紙のとおり書面にて対応させていただきます。

つきましては、下記の議事について、別紙にご意見等をご記入いただき、同封の返信用封筒にて、２月５日（金）までにご返送いただきますようお願いいたします。

また、ご意見等が特にない場合も、その旨をご記入のうえ、ご返送をお願いします。

ご返送いただきました委員の皆様のご意見等を受け、市において検討の上、改めてご報告させていただきます。

記

（１）報告事項

①　令和３年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について

②　令和３年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について

（２）確認事項

①　令和３年度木津川市国民健康保険税率について

【事務局】
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9
木津川市市民部国保年金課　担当：藤澤・浅田
TEL　0774-75-1214（直通）・0774-72-0501（代表）
FAX　0774-75-2083
E-mail　kokuho@city.kizugawa.lg.jp

（１）報告事項

①　令和３年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について

別紙１

（前年度から変更なし）

・意見なし

・意見あり

①　ご意見をご記入ください。

②　令和３年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について

別紙２・３

・意見なし

・意見あり

②　ご意見をご記入ください。

（２）確認事項

別紙４

①　令和３年度木津川市国民健康保険税率について

令和３年度においては、府が示す標準保険料率と本市の保険税率がほぼ均衡したため、保険税率は令和２年度を据置とする。

・承認する

・承認しない

①　ご意見をご記入ください。

委員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和３年度

木津川市国民健康保険事業計画

（案）

木　津　川　市

令和３年度　木津川市国民健康保険事業計画

１　基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に寄与し、地域保険としての重要な役割を果たしているところです。

しかし、国民健康保険は加入者の平均年齢が高いため一人当たりの医療費は高く、一方で平均所得が低い水準にあることから所得に対する保険税の負担割合が高くなるといった保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えています。

また、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加等により、その運営は年々厳しさを増しているところであり、こうした課題に対応するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成３０年度からは国民健康保険は都道府県単位化が施行されました。

本計画は、このような状況を踏まえながら、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和２年度における運営の主な取り組みについて定めるものです。

２　重点施策

令和３年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点をおいて取り組みます。

（１）医療費適正化の推進

（２）国保税収納率向上対策の推進

（３）適用適正化の推進

（４）保健事業の推進

（５）広報啓発事業の推進

３　具体的な計画

（１）　医療費適正化の推進

①　レセプト点検(資格過誤点検及び内容点検:柔道整復施術療養費申請書も含む)、を行うことにより、医療費負担の適正化を図る。

②　後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進のため、ジェネリック医薬品差

額通知を発送するとともに、広報紙やホームページを活用し周知を図る。

③　被保険者の健康に対する関心を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知を発送する。

④　国保データベース（ＫＤＢ）システム等の活用により、レセプトデータや特定健康診査データ等を活かしたデータヘルス事業を推進する。

⑤　交通事故等による第三者行為について、被保険者からの届出等の勧奨を広報誌やホームページを活用し周知を図る。また、相楽中部消防組合等と協定を結び第三者行為の確実な把握と迅速な求償を行う。

（２）　国保税収納率向上対策の推進

①　京都地方税機構との連携を強化し、短期被保険者証更新時の納付相談等の充実を図る。

②　窓口での口座振替納付勧奨による推進、コンビニ収納について広報紙やホームページを活用し周知を図る。

（３）　適用適正化の推進

①　国民年金資格喪失一覧表を活用して、国保と社保の保険資格が重複・喪失していると思われる者を把握し、対象者に対し適切な異動手続きを促す。

②　退職被保険者の適用については、広報等での周知及び国保連合会からの年金受給者一覧を活用し、文書や電話による届出勧奨や職権適用を行う。

③　届出遅延者対策として、広報・ホームページ・パンフレット等に啓発記事を掲載し適切な異動手続きの周知を行う。

④　税務課と連携し、所得申告を徹底する等適正賦課を推進する。

⑤　居所不明者の取扱いについては、市民課と連携し実態把握を行い、住民基本台帳の職権抹消等に基づき資格異動（喪失）処理を行う。

（４）保健事業の推進

①　木津川市第３期国民健康保険特定健康診査等実施計画及び木津川市国民健康保険第２期データヘルス計画に基づき、生活習慣の改善による疾病の予防、また、生活習慣病の早期発見に着目した効果的・効率的な保健事業の実施により、被保

険者の健康管理と意識の向上を図る。

（取組事業）

・特定健康診査事業

・特定保健指導事業

・特定健康診査未受診者受診勧奨事業

・特定保健指導未指導者対策事業

・健診異常値放置者受診勧奨事業

・糖尿病性腎症重症化予防事業

・健康教育事業（イベントを活用したヘモグロビンＡ１ｃ測定・健康相談）

・健康教室事業（栄養講座・運動講座）

・服薬情報通知事業

・糖尿病治療中断者受診勧奨事業

・人間ドック助成事業

② エイズ予防の啓発事業として、市立中学校への費用助成を行い、エイズ予防対策を推進する。

（５）広報啓発事業の推進

① 市広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に対して国民健康保険の制度や財政状況、健康づくりのための事業などの周知・啓発を行う。

② 新規加入の手続き時や、被保険者証の更新時などにパンフレット等を配布し、国保制度の周知を行う。

別紙２

令和３年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について（概要）

市民部国保年金課

新型コロナウイルス感染症の影響等により府が示す標準保険料率が減少し、市の保険税率とほぼ均衡する状況となったことから、令和３年度においては保険税率を据置くとともに、府へ納める国民健康保険事業費納付金の減少を、一般会計からの法定外繰入の縮減に活用し、予算（案）を編成した。

１　予算（案）の規模

予算総額　69 億 755 万 1 千円（前年度比△3,811 万３千円（△０.５％）減）

２　歳入・歳出予算（案）の状況（詳細は別紙のとおり）

・予算想定被保険者数 15,033 人（前年度比△105 人（△0.7%）減）
　⇒　府が示す標準保険料率算定基礎どおり

・保険税 13 億 6,644 万 1 千円（前年度比△5,413 万５千円（△3.8%）減）
　⇒　うち新型コロナウイルス感染症の影響：前年度所得を用いた保険税の試算から△4,678 万 1 千円減額（所得割を約△4.3%減）

・（府へ納める）国民健康保険事業費納付金 17 億 2,182 万２千円
（前年度比△1 億 754 万５千円（△5.9%）減）
　⇒　新型コロナウイルス感染症の影響等による

・財政調整基金繰入金 1,320 万円（前年度比△3,416 万７千円（△72.1%）減）
　⇒　平成 28 年度に府広域化等支援基金から借入分の償還額見合い

３　保険税率等の見直しと標準保険料率の状況

平成３０年度以降、府から示される標準保険料率等を参考に保険税率の見直しを毎年検討

⇒　２年毎に対応中　平成 30 年度：保険税率見直し
　　令和　２年度：人間ドックへの補助見直し

令和３年度は、府が示す標準保険料率と市の保険税率が、ほぼ均衡のため市の保険税率は前年度を据置き

	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
府が示す標準保険料率の計	12.56%	45,418 円	28,493 円
本市の保険税率の計（据置）	12.60%	43,200 円	32,200 円

※　標準保険料率：市国保で必要となる税率の参考として、府が示す税率

４　一般会計繰入の状況

（単位：千円）

		令和３年度	令和２年度	増減
【法定内】	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	222,710	221,525	＋1,185
	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	133,393	133,389	＋4
	職員給与費等繰入金	23,601	18,230	＋5,371
	出産育児一時金繰入金	20,000	21,000	△1,000
	財政安定化支援事業繰入金	21,674	20,163	＋1,511
【法定外】その他一般会計繰入金		41,978	61,233	△19,255
計		463,356	475,540	△12,184

○法定内繰入

国が示す基準に基づく繰入で、一般会計には、その財源として国・府負担金や地方交付税が措置

繰入額４億 2,137 万８千円（前年度比＋707 万１千円（＋17.1%）増）

○主に２年に１度の被保険者証更新による（前回、令和元年度より繰入額減少）

○法定外繰入

国保に加入していない方にもご負担をいただくこととなるため、平成３０年２月５日付で皆様方から頂戴した「平成３０年度国民健康保険税の改定について（答申）」中の意見に基づき縮減に向け取組を実施中

繰入額 4,197 万８千円（前年度比△19,255 千円（△31.4%）減）

内訳①保健事業分　2,958 万９千円（前年度比△1,870 万１千円（△38.7%）減）

②地単波及分　1,238 万９千円（前年度比△55 万４千円（△4.3%）減）

○平成 29 年度当初１億 3,123 万９千円（△8,926 万１千円（△68.0%）減）

５　保険者努力支援制度の状況

インセンティブ的に補助される制度で、被保険者の健康増進に向けた取組みの強化、保険税負担の抑制に向け、積極的に獲得に向けた取組を実施

⇒ 令和３年度：3,009 万１千円（前年度比＋93 万９千円（＋3.2%）増）

○令和２年度は府内７位（令和元年度：府内３位）

本市においては、特定健診受診率・特定保健指導実施率向上が課題

1 歳　入

（別紙３）

区分 科目	令和３年度 予算額(案) (A)	構成比 (B)	１世帯当り (C)	被保険者 １人当り (D)	前年度 予算額 (E)	構成比 (F)	１世帯当り (G)	被保険者 １人当り (H)	前年度対比 予算額増減 (A)－(E)	予算額 (A)／(E)	１世帯当り (C)／(G)	１人当り (D)／(H)	対前年度比増減理由
	千円	%	円	円	千円	%	円	円	千円	%	%	%	
1 国民健康保険税	1,366,441	19.8	161,977	90,896	1,420,576	20.5	167,897	93,842	△ 54,135	96.2	96.5	96.9	想定収納率９５．８２％（府標準保険料率ベース） ※　前年度想定収納率　９５．３２％ 前年度比の予算額の減少は新型コロナウイルス感染症の影響による減収見込みの他、税制改正に伴う基礎控除額変更による影響
うち一般被保険者分	1,366,070	19.8	161,933	90,871	1,419,907	20.4	167,818	93,798	△ 53,837	96.2	96.5	96.9	
うち退職被保険者等分	371	0.0	44	25	669	0.0	79	44	△ 298	55.5	55.6	55.8	
うち現年課税分	1,317,888	19.1	156,222	87,666	1,371,543	19.7	162,102	90,603	△ 53,655	96.1	96.4	96.8	
うち滞納繰越分	48,553	0.7	5,755	3,230	49,033	0.7	5,795	3,239	△ 480	99.0	99.3	99.7	
2 一部負担金	3	0.0	0	0	4	0.0	0	0	△ 1	75.0	75.2	75.5	
3 使用料及び手数料	780	0.0	92	52	780	0.0	92	52	0	100.0	100.3	100.7	
4 国庫支出金	1	0.0	0	0	2,115	0.0	250	140	△ 2,114	0.0	0.0	0.0	マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に伴うシステム改修に係る国庫補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）の減
5 府支出金	5,049,358	73.1	598,549	335,885	4,983,823	71.8	589,035	329,226	65,535	101.3	101.6	102.0	保険給付費増に伴う保険給付費等交付金普通交付金の増 保険給付費の増は、自然増の他、高額療養費の申請勧奨の実施による増等
6 財産収入	6	0.0	1	0	52	0.0	6	3	△ 46	11.5	11.6	11.6	
7 寄附金	1	0.0	0	0	1	0.0	0	0	0	100.0	100.3	100.7	
8 繰入金	476,892	6.9	56,531	31,723	523,243	7.5	61,842	34,565	△ 46,351	91.1	91.4	91.8	府に納める国民健康保険事業費納付金の減少による財源を法定外繰入及び基金繰入金の縮減に活用
うち一般会計繰入金	463,356	6.7	54,926	30,823	475,540	6.8	56,204	31,414	△ 12,184	97.4	97.7	98.1	
うち基金繰入金	13,536	0.2	1,605	900	47,703	0.7	5,638	3,151	△ 34,167	28.4	28.5	28.6	
9 繰越金	1	0.0	0	0	1	0.0	0	0	0	100.0	100.3	100.7	
10 諸収入	14,068	0.2	1,668	936	15,069	0.2	1,781	995	△ 1,001	93.4	93.6	94.0	実績に応じ、一般被保険者第三者納付金の減等を見込
歳入合計	6,907,551	100.0	818,818	459,493	6,945,664	100.0	820,903	458,823	△ 38,113	99.5	99.7	100.1	

（年度平均見込み数）　令和 2年度　世帯数　8,461 世帯　被保険者数　15,138 人

（年度平均見込み数）　令和 3年度　世帯数　8,436 世帯　被保険者数　15,033 人　△ 105 人　99.3%

2 歳　出

区分 科目	令和３年度 予算額(案) (A)	構成比 (B)	１世帯当り (C)	被保険者 １人当り (D)	前年度 予算額 (E)	構成比 (F)	１世帯当り (G)	被保険者 １人当り (H)	前年度対比 予算額増減 (A)－(E)	予算額 (A)／(E)	１世帯当り (C)／(G)	１人当り (D)／(H)	対前年度比増減理由
	千円	%	円	円	千円	%	円	円	千円	%	%	%	
1 総務費	37,048	0.5	4,392	2,464	32,818	0.5	3,879	2,168	4,230	112.9	113.2	113.7	２年に一度の被保険者証の一斉更新に伴う増（5,256千円）他
2 保険給付費	5,005,951	72.5	593,403	332,997	4,945,706	71.2	584,530	326,708	60,245	101.2	101.5	101.9	前年度に比べ府想定一人当り保険給付費の伸び率減少（H28からの単年度伸び率：2.1%→1.475%） 高額療養費の申請勧奨実施による増等
(1) 療養諸費	4,382,180	63.4	519,462	291,504	4,352,732	62.7	514,447	287,537	29,448	100.7	101.0	101.4	
(2) 高額療養費	580,217	8.4	68,779	38,596	547,419	7.9	64,699	36,162	32,798	106.0	106.3	106.7	
(3) 移送費	200	0.0	24	13	200	0.0	24	13	0	100.0	100.3	100.7	
(4) 出産育児諸費	30,351	0.4	3,598	2,019	31,852	0.5	3,765	2,104	△ 1,501	95.3	95.6	96.0	
(5) 葬祭諸費	5,000	0.1	593	333	5,500	0.1	650	363	△ 500	90.9	91.2	91.5	
(6) 精神・結核医療費付加金	8,003	0.1	949	532	8,003	0.1	946	529	0	100.0	100.3	100.7	
3 国民健康保険事業費納付金	1,721,822	24.9	204,104	114,536	1,829,367	26.3	216,212	120,846	△ 107,545	94.1	94.4	94.8	新型コロナウイルス感染症の影響等による
4 共同事業拠出金	5	0.0	1	0	5	0.0	1	0	0	100.0	100.3	100.7	
5 保健事業費	119,765	1.7	14,197	7,967	114,762	1.7	13,564	7,581	5,003	104.4	104.7	105.1	府特別調整交付金増を活用した特定健診受診率・特定保健指導実施率改善に向けた取組による増等
6 基金積立金	9	0.0	1	1	55	0.0	7	4	△ 46	16.4	16.4	16.5	財政調整基金預金利息の減
7 公債費	13,200	0.2	1,565	878	13,200	0.2	1,560	872	0	100.0	100.3	100.7	
8 諸支出金	6,751	0.1	800	449	6,751	0.1	798	446	0	100.0	100.3	100.7	
9 予備費	3,000	0.0	356	200	3,000	0.0	355	198	0	100.0	100.3	100.7	
歳出合計	6,907,551	100.0	818,818	459,493	6,945,664	100.0	820,903	458,823	△ 38,113	99.5	99.7	100.1	

※　端数の関係上、各割合等の数値は、合計と一致しないことがある

別紙４

① 令和３年度木津川市国民健康保険税率について

令和３年度においては、府が示す標準保険料率と本市の保険税率がほぼ均衡したため、保険税率は令和２年度を据置とする。

（参考）保険税率等の見直しと標準保険料率の状況

平成３０年度以降、府から示される標準保険料率等を参考に保険税率の見直しを毎年検討

⇒　２年毎に対応中　平成 30 年度：保険税率見直し
令和　２年度：人間ドックへの補助見直し

令和３年度は、府が示す標準保険料率と市の保険税率が、ほぼ均衡のため市の保険税率は前年度を据置き

	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
府が示す標準保険料率の計	12.56%	45,418 円	28,493 円
本市の保険税率の計（据置）	12.60%	43,200 円	32,200 円

※　標準保険料率：市国保で必要となる税率の参考として、府が示す税率

令和２年度第３回木津川市国民健康保険運営協議会

書面決議結果集計表

（１）報告事項

①　令和３年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について

意見等（３名から意見あり）	事務局見解
１．　基本方針 11行目　令和２年度　⇒　令和３年度	・　同封の資料と差替えをお願いします。
３．具体的な計画 （１）医療費の適正化の推進 ①②③　過度のレセプト内容点検、後発医療品の患者への強要などによって、医療提供者の萎縮を招き、患者さんが必要な医療を受けられないことがないように、適正な運用を望んでいます。	・　レセプト点検については、府内他市町村と同様に、例年のとおり京都府国民健康保険団体連合会に委託して、実施します。 ・　後発医薬品については、個別、勧奨通知等を送付しますが、個々の状況にあわせ医師や本人等により判断いただく事柄と考えます。
④　ビッグデータとしての扱いに限ることとして、個人のプライバシーに立ち入ることのないようにしてほしい。	・今後も個人情報保護条例等を踏まえ、適正に対応します。
（４）保健事業の推進 令和３年度事業に、新型コロナ禍における事業が挙げられていないのは奇異である。 感染症対策としては、患者早期発見のための感染源対策、三密回避などの感染経路対策、ワクチンなどの感染症対策の３つが挙げられる。現在の施策で抜け落ちているＰＣＲ検査の充実に木津川市として取り組めないものであろうか。少なくてもコロナ予防接種への協力や感染経路対策の啓発活動に関しての文言を令和３年度事業挿入するべきだと思う。	・　新型コロナウイルス感染症に対する施策については、国民健康保険としてではなく、市全体で国や府と協力・連携して取り組みます。
（５）広報啓発事業の推進 令和３年度事業に、新型コロナ禍における事業が挙げられていないのは奇異である。 昨年度から変更なしと言う事は、この計画で十分だと思いますが、新型コロナウイルス感染が一年経ってもいまだに収束していないことを踏まえて市民が健康に過ごす施策などについての一文があっても良いかなと思います。	
コロナの影響で、受診控えがあり、医療費は少し減ると思います（特に小児科や感染疾患）が、そのため重症化が心配されますが、できたら配慮を。	・　ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響として、必要な医療や健診等を控えられる事例があり、市といたしましても心配しているところです。 今後、広報やホームページ等を活用し、周知に努めてまいります。

書面決議結果集計表

②　令和３年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について	
意見等（１名から意見あり）	事務局見解
２．歳入・歳出予算（案）の状況 府へ納める国民健康保険事業納付金が前年度より減少しているのは、新型コロナ感染症拡大により前年度の保険給付費が減少したためと理解してよろしいでしょうか。 それにも関わらず、別紙３の歳出の保険給付費が前年度より増額されているのは、余裕をみているため、またはコロナが収束して一昨年ベースに戻ることを見込んでいるためでしょうか。 ５．保険者努力支援制度の状況 令和３年度も集団での特定健診を予定されていますか。コロナ禍での集団健診事業には十分にご配慮ください。	・　府へ納める国民健康保険事業費納付金は、府内全体の保険給付費の減少を受け、前年度比で減額となります。 一方、市の保険給付費は、高額医療費等の増加により、１２月支払分までの累計で前年度を上回っています。 令和３年度予算の保険給付費はお見込みのとおり、コロナの影響を考慮せず積算しています。（前年度比　増） ・　令和３年度も集団での特定健診を実施します。令和２年度同様、感染予防対策を徹底します。
（２）確認事項 ①　令和３年度木津川市国民健康保険税率について	
全員承認 高齢者の増加に伴い、医療費もかさむ一方の中で、保険税率の据置きはありがたく適切な判断だと思います	

令和３年度

木津川市国民健康保険事業計画

（案）

木　津　川　市

令和３年度　木津川市国民健康保険事業計画

１　基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に寄与し、地域保険としての重要な役割を果たしているところです。

しかし、国民健康保険は加入者の平均年齢が高いため一人当たりの医療費は高く、一方で平均所得が低い水準にあることから所得に対する保険税の負担割合が高くなるといった保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えています。

また、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加等により、その運営は年々厳しさを増しているところであり、こうした課題に対応するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成３０年度からは国民健康保険は都道府県単位化が施行されました。

本計画は、このような状況を踏まえながら、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和３年度における運営の主な取り組みについて定めるものです。

２　重点施策

令和３年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点をおいて取り組みます。

（１）医療費適正化の推進

（２）国保税収納率向上対策の推進

（３）適用適正化の推進

（４）保健事業の推進

（５）広報啓発事業の推進

３　具体的な計画

（１）　医療費適正化の推進

①　レセプト点検(資格過誤点検及び内容点検:柔道整復施術療養費申請書も含む)、を行うことにより、医療費負担の適正化を図る。

②　後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進のため、ジェネリック医薬品差

額通知を発送するとともに、広報紙やホームページを活用し周知を図る。

③　被保険者の健康に対する関心を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知を発送する。

④　国保データベース（ＫＤＢ）システム等の活用により、レセプトデータや特定健康診査データ等を活かしたデータヘルス事業を推進する。

⑤　交通事故等による第三者行為について、被保険者からの届出等の勧奨を広報誌やホームページを活用し周知を図る。また、相楽中部消防組合等と協定を結び第三者行為の確実な把握と迅速な求償を行う。

（２）　国保税収納率向上対策の推進

①　京都地方税機構との連携を強化し、短期被保険者証更新時の納付相談等の充実を図る。

②　窓口での口座振替納付勧奨による推進、コンビニ収納について広報紙やホームページを活用し周知を図る。

（３）　適用適正化の推進

①　国民年金資格喪失一覧表を活用して、国保と社保の保険資格が重複・喪失していると思われる者を把握し、対象者に対し適切な異動手続きを促す。

②　退職被保険者の適用については、広報等での周知及び国保連合会からの年金受給者一覧を活用し、文書や電話による届出勧奨や職権適用を行う。

③　届出遅延者対策として、広報・ホームページ・パンフレット等に啓発記事を掲載し適切な異動手続きの周知を行う。

④　税務課と連携し、所得申告を徹底する等適正賦課を推進する。

⑤　居所不明者の取扱いについては、市民課と連携し実態把握を行い、住民基本台帳の職権抹消等に基づき資格異動（喪失）処理を行う。

（４）保健事業の推進

①　木津川市第３期国民健康保険特定健康診査等実施計画及び木津川市国民健康保険第２期データヘルス計画に基づき、生活習慣の改善による疾病の予防、また、生活習慣病の早期発見に着目した効果的・効率的な保健事業の実施により、被保

険者の健康管理と意識の向上を図る。

（取組事業）

・特定健康診査事業

・特定保健指導事業

・特定健康診査未受診者受診勧奨事業

・特定保健指導未指導者対策事業

・健診異常値放置者受診勧奨事業

・糖尿病性腎症重症化予防事業

・健康教育事業（イベントを活用したヘモグロビンＡ１ｃ測定・健康相談）

・健康教室事業（栄養講座・運動講座）

・服薬情報通知事業

・糖尿病治療中断者受診勧奨事業

・人間ドック助成事業

② エイズ予防の啓発事業として、市立中学校への費用助成を行い、エイズ予防対策を推進する。

（５）広報啓発事業の推進

① 市広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に対して国民健康保険の制度や財政状況、健康づくりのための事業などの周知・啓発を行う。

② 新規加入の手続き時や、被保険者証の更新時などにパンフレット等を配布し、国保制度の周知を行う。